

## 令和5年度第2回 日進市文化財保護審議会 議事録

日時 令和5年8月3日(木) 午後3時～3時50分  
場所 日進市役所 本庁舎4階 第2会議室  
出席者 田中八隆委員、赤羽一郎委員、石川錬治委員、久田恵子委員  
小早川道子委員、杉野丞委員、堀透委員  
欠席者 なし  
事務局 岩田教育長、與語生涯学習部次長兼学び支援課長、  
小出学び支援課長補佐、山本主事  
傍聴の可否 可  
傍聴の有無 無

### 議 題

- (1) 日進市指定文化財の巡視結果の報告について(資料1)
- (2) 市指定無形民俗文化財の指定について(資料2～4)

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第2回日進市文化財保護審議会を開催します。</p> <p>早速ではございますが、本審議会の議事録作成のために録音をさせていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日の審議会は、日進市文化財保護条例第15条により、委員の出席者が過半数を超えており、審議会は成立しております。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして田中会長より、ご挨拶をお願いします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。続きまして、岩田教育長よりご挨拶申し上げます。
教育長	(教育長挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題に入ります前に、日進市文化財保護条例第14条第3項によりまして、会長は会務を総括することとなっているため、会長に議事の取回しをお願いしたいと思っておりますので、田中会長、よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>では、条例の規定により、代わって議事の取りまわしをします。本日は、傍聴希望者はおられませんので、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、「議題（１）日進市指定文化財の巡視結果の報告について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はじめに、お手元の資料の確認をいたします。</p> <p>本日の次第、資料１～４となります。不足の資料がございましたらお知らせください。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p>
	(事務局より説明)
議長	<p>それでは、只今説明のありました日進市指定文化財の巡視結果の報告について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>妙仙寺の山門の金具はどうなったか。</p>
事務局	<p>昨年度から状況は変わっていません。</p>
委員	<p>文化財一覧の中で鳥鈕蓋の記載が２つに分かれているが、１つにまとめたらどうか。出土地や指定した年代で分かれていると思われるが、内訳でその旨を記載すれば足りるのではないか。</p>
事務局	<p>記載の仕方について確認し、対応します。</p>
議長	<p>委員の皆さん、ご意見をありがとうございました。</p> <p>日進市指定文化財の巡視結果の報告について、ご承認いただける方は挙手をお願いします</p>
	(委員挙手)
議長	<p>全員賛成により承認されました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に「(２)市指定無形民俗文化財の指定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料２～４に添って説明いたします。</p>
	(事務局より説明)
議長	<p>それでは、只今説明のありました市指定無形民俗文化財の指定について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>指定調書の概要部分で「氏神などで繰り広げられる・・・」とあるが、場所を指しているのか、神々を指しているのかどちらかが分かりづらいため、“氏神神社”や“氏神の祭礼”のように分かりやすく表記した方が良いと思います。</p>
事務局	<p>何を指しているのかを確認し、追記いたします。</p>
委員	<p>数字を示している箇所が算用数字・漢数字の記載があるが、例えば文書からの引用箇所は文書通りの漢数字の表記がふさわしいなど適切な表現となるよう修正いただきたい。</p>
事務局	<p>わかりました、再度確認し修正いたします。</p>

委員	7 ページに「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている」とあるが、末尾を「指定されている」と記載した方が分かりやすいのではないか。
事務局	この表記については文化庁のサイトより確認しており、「選択されている」の表記としたい。
委員	衣装が掲載されたページにも名称を入れてください。また、保存会で馬具や衣装の一覧表は作っていないのか、会員名簿は作成していないのか。
事務局	会員名簿については作成されていることを事務局で確認しております。馬具や衣装の一覧表については確認します。
委員	物を紛失した時や修理の際に形状を確認する手段として一覧表はあった方が良くと考えます。ぜひ保存会にその旨お伝え願います。
議長	委員の皆さん、ご意見をありがとうございます。  指定調書および質疑応答を踏まえ、委員の皆様には米野木お馬頭（おまん）を市指定無形民俗文化財とすることについて、ご承認いただける方は挙手をお願いします。
	(委員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 ここで一度、進行を事務局にお返しします。
事務局	無形民俗文化財の答申についてご賛同いただきありがとうございます。今から答申書（案）を事務局で作成してまいりますので、いったん休憩とさせていただきます。
	(事務局にて答申書（案）作成し配布)
事務局	お待たせいたしました。 それでは田中会長、議事の取り回しをお願いします。
議長	答申案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委員	日進市文化財保護条例第1章第2条では無形文化財は（2）演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものとなっている。（3）では民俗文化財となっており、無形民俗文化財というカテゴリーが無く、条例に当てはまらない表記となっているがよろしいでしょうか。
事務局	同条例第4条において、指定の種別について規定しているため、これに基づき市指定無形民俗文化財として指定いたします。第2条の記載については今回のご意見を踏まえ今後の検討課題とさせていただきます。
委員	第2条第3項の無形文化財は有形・無形を含んだ解釈をするという認識でよろしいでしょうか。
事務局	そのようにご理解いただけましたら幸いです。

委員	無形民俗文化財として登録すると、馬具や衣装の修復に補助金が出しにくくなる懸念があるがいかがか。
事務局	日進市の文化財補助金交付要綱では有形・無形を問わず修理は補助事業の対象となっているので、その点については特に問題ないと思います。
議長	では、この答申案をご承認いただける方は挙手をお願いします。
	(委員挙手)
議長	全員承認により承認されました。 それでは、事務局へ進行をお返しします。
事務局	ありがとうございました。いただいた意見を基に指定物件調書を修正し、使用させていただきますので、よろしく願いいたします。 それでは答申案をご承認いただきましたので、田中会長より教育長へ答申書の提出をお願いします。
	(会長から教育長へ答申書の交付)
事務局	ありがとうございました。 それでは、進行を田中会長へお返しいたします。
議長	答申書はお渡ししましたが、委員の方々から上がりました指摘事項を調書に反映させ、各委員に指定調書を共有し、承認を受けてから教育委員会に報告するようにお願いします。また、今回指定する文化財が永続的に受け継がれるように、市からのご指導もよろしくお願いします。  それでは、委員の皆様から他に何かありますでしょうか。 他に意見もないようですので、本日の議題はすべて終了とします。皆さん、沢山の貴重なご意見をいただきありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。
事務局	田中会長、取り回しをありがとうございました。  本日は、長時間にわたりご審議いただき、また、議題につきまして、貴重なご意見をいただきありがとうございました。 これもちまして、令和5年度第2回日進市文化財保護審議会を終了させていただきます。
	(午後3時50分 議事終了)